

中部人懇通信 No.1

教育行政
職員対象

平成29年6月10日(土)に、教育行政担当職員及び人権推進員を対象とした中部地区人権教育懇談会を開催しました。その内容を報告します。

1 講演「部落差別解消推進法成立の意義と課題」

鳥取市人権情報センター研究員 田川 朋博 氏

鳥取県では……

およそ5人に1人が過去5年間に同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある

～鳥取県人権意識調査(H26)より～

この法律で部落差別
の存在を認知した



田川朋博 氏



44名の参加がありました！

この法律の意義

部落差別の解決を初めて法律で明記した

部落差別解消のための教育及び啓発の実施を明記した

相談体制の充実と実態調査の実施に努める



部落差別解消のための施策実施を国及び地方公共団体の責務とした

2 グループ協議「今後の施策において取り組むことは何かを考える」



4、5人が1つのグループとなり、11グループにわかれて、協議を行いました。身の回りで見聞きした差別的な言動について情報交換しました。その後、部落差別解消推進法が施行され、今後、取り組むことを協議しました。「中部市町が共同で啓発資料を開発しよう」「懇談会等で取り上げたい。まずは参加したいと思える案内文を作る」など、様々な意見が交わされました。

【参加者の感想より】

- 私自身、小・中・高と部落差別問題について意識しなかった。自分が部落差別問題に直面したとき、どうするのが問われる。
- 法制定の経緯、法の内容について系統的に学ぶことができた。部落差別問題を学校の中で指導できる教員研修が必要ではないかを感じる。
- 地域で話し合う機会が少なくなった。特に高齢者の町内学習会への参加が少ない。子どもたちの参加も考慮しながら、年代を越えた話し合いの必要性を感じた。
- 地域座談会において、法の周知を地道に行いたい。これがまず一歩と考える。
- 法の意義等を周知し、特に若い世代に対し、教育・啓発していく努力をしていきたいと思った。実態調査を早急に取り組まなければならない。

「中部人懇」は「中部地区人権教育懇談会」を略した名称です。被差別部落の完全解放をめざし、中部地区同和教育の推進をはかることを目的に1971年(昭和46年)に発足しました。本会の取組は同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について語り合うことで、中部全体の人権意識の高まりを生み出してきました。学校の教職員、市町行政職員、PTA関係者の対象ごとに毎年5回の研修を行っています。

「中部人懇」って
こんな会です！

